

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 7 1 号

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例（昭和 5 1 年川崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「印影のほか」を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 印影

第 6 条第 2 項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成する」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 6 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで」を「第 6 条第 1 項第 4 号から第 6 号まで」に改める。

第 1 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律

第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号) 第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書(第 15 条において「利用者証明用電子証明書」という。)が記録されているものに限る。以下同じ。)を添えて申請をすることができる。

第 14 条中「印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。)及び」を削り、「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

第 15 条第 1 号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第 2 号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の次に「又は個人番号カードに記録された有効な利用者証明用電子証明書の確認ができないとき」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。